

養育費に関する公正証書等の作成費用等を補助します (上限30,000円)

養育費は、こどもの健やかな成長を支えるために必要な費用です。養育費の確実な受け取りのためには、公正証書等において取決めをすることが大切です。

大田区では、公正証書の作成や家庭裁判所の調停申し立て等に係る経費に対して、補助金を交付します。

対象となる方 次の(1)～(5)のすべてに当てはまる方

- (1) 申請日において、大田区内に居住するひとり親世帯の方
- (2) 養育費の取決めに係る経費を負担した方
- (3) 養育費に係る債務名義を有している方
※公正証書等を作成した日から6ヵ月以内のものに限ります。
- (4) 養育費の取決めの対象となる児童を扶養している方
- (5) 過去に当該事業による補助金の交付を受けていない方

※「債務名義」とは、公正証書（強制執行認諾約款付き）、判決書、調定調書、審判書などのことです。



申請書等の
ダウンロードはこちら



大田区ホームページ

養育費の取決め方法と対象経費、申請に必要な書類

取決め方法	対象経費 ※いずれも養育費に関する経費のみ	必要な書類 ※住民票の写しは省略できる場合があります。事前に 申請・問い合わせ先（福祉管理課）へご確認ください。
公正証書 (強制執行認諾 条項付きに限る)	☐ 公証役場に支払った公証人 手数料 【手数料の目安】※こども1人の場合 養育費が月額5万円の公正証書を 作成した場合、 公証人手数料 17,000円	☐ 申請書 ☐ 公正証書 (強制執行認諾約款付き) ☐ 公証人手数料の領収書 ☐ 申請者及びその扶養している子 の戸籍謄本または抄本 ☐ 世帯全員の住民票の写し
家庭裁判所の調停	☐ 家庭裁判所の調停申し立て に要する収入印紙代 ☐ 戸籍謄本等の添付書類の 取得経費 ☐ 連絡用の郵便切手代	☐ 申請書 ☐ 裁判所の調停調書や判決書など ☐ 収入印紙代の領収書 またはレシート ☐ 戸籍謄本等取得代の領収書 またはレシート
家庭裁判所の裁判	☐ 家庭裁判所の裁判に 要する収入印紙代 ☐ 戸籍謄本等の添付書類の 取得経費 ☐ 連絡用の郵便切手代	☐ 裁判所からの連絡用切手代 の領収書またはレシート ☐ 申請者及びその扶養している子の 戸籍謄本または抄本 ☐ 世帯全員の住民票の写し

補助金申請の流れ

申請前に、必ず申請・問い合わせ先（子育て支援課）へご連絡（電話・メール等）をお願いします。

1 申請書類の提出 ※事前にご予約のうえ、窓口にお越しください。

公正証書等を作成した日から6か月以内に、申請書と必要な添付書類をそろえて、大田区こども未来部子育て支援課（区役所本庁舎3階24番）に申請してください。
※郵送申請をご希望の方は、下記担当まで事前にご相談ください。

2 補助金交付決定 ○ 補助上限額：30,000円

申請書類を審査し、補助金交付の可否について決定し、区から郵送で通知します。

3 請求書の提出

交付決定通知を受け取りましたら、請求書を提出してください。
※区が請求書を受理後、振込みまで最大1か月程度要する場合があります。

【申請・問い合わせ先】

大田区子育て支援課子育て支援担当

（区役所本庁舎3階24番窓口 / 月～金曜（祝日、年末年始除く） 8:30～17:15）

電話：03-5744-1653 FAX：03-5744-1525

メールアドレス：kodomouen@city.ota.tokyo.jp

※相談や申請手続きでご来庁の際は、事前予約をお願いします。

大田区では、「離婚と養育費にかかわる総合相談」（事前予約制・定員あり）を年4回開催しています。
日時・申込方法等は随時区報でお知らせします。



©大田区

東京都ひとり親家庭支援センター はあと

はあとでは、ひとり親家庭それぞれの事情に合わせた相談や支援を行っています。相談は無料です。

◇ 生活に関すること 「はあと」

03-6272-8720

◇ 仕事に関すること 「はあと飯田橋」

03-3263-3451

◇ 生活・仕事に関すること 「はあと多摩」

042-506-1182



詳しくはこちら

おしゃべりする感覚で気軽に相談

はあとライン @東京都

ひとり親の悩み、不安、思い、LINEであなたの気持ちを話してみませんか。

相談はこちらから！
（友達追加）



○ こどものこと・生活のこと

○ 仕事のこと

○ お金や離婚の手続きのこと

どんな内容でもかまいません。

受付：水曜日/土曜日
14時～21時30分

家庭相談（予約制）

各生活福祉課にて、家庭内の問題、結婚、離婚、子に関する親権、養育費、その他人間関係についてお悩みの方の相談に応じています。
調停申立て、法律相談等を受ける前に問題の整理をお手伝いします。
事前に電話予約の上、ご相談においでください。

○ 相談は無料です。

○ 電話での相談もできます。

○ 秘密は厳守します。

○ 当日の相談は、お電話でお確かめのうえお出かけください。



問い合わせ先	電話	相談日	時間
大森生活福祉課	5843-1028	水・金	午後1時～午後5時 （祝日等を除く）
調布生活福祉課	3726-5551	月・木	
蒲田生活福祉課	6715-8800	火・金	
荏谷・羽田生活福祉課	3741-6521	月・木	